

一部の公共施設の休館日を変更します

1

一部の公共施設の休館日を変更します。施設の利用申込など、詳しくは、各施設へお問い合わせください。

施設	9月まで	10月から
あすてらす ☎72-6666	・毎月第4水曜日	・毎週水曜日
図書館 ☎72-4319	・毎月最終水曜日 ・毎月第1、第3月曜日 ・特別整理期間	・毎週水曜日 ・特別整理期間
施設	令和3年3月まで	令和3年4月から
文化会館 ☎72-3737	・毎月最終水曜日	・毎週水曜日
生涯学習センター ☎73-2084	・毎月第3日曜日	・毎週月曜日

65歳以上の人に介護保険料決定通知書を送付します

2

☎長寿支援課介護保険係 ☎72-2111

前年中の所得と世帯の課税状況に基づき、介護保険料を決定しました。詳しくは、7月中旬に送付する介護保険料決定通知書をご覧ください。

保険料の財源 介護保険にかかる費用のうち、半分は国・県・市の公費で、残りの半分を被保険者が納める保険料で賄っており、このうちの23%が65歳以上の人々の保険料となります。

減免制度 災害などによって財産に著しい損害を受けた人や、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が30%以上減少した人は、保険料の納付が困難な場合、保険料の減免・猶予を受けられることがありますので、ご相談ください。



小学校入学に向けての就学相談会

3

☎教務課教務係 ☎72-2111

教育関係者などの相談員が、お子さんの小学校就学に際しての相談(特別支援など)に応じます。

期日・会場 7月27日(月)あすてらす
28日(火)あすてらす
29日(水)生涯学習センター

時間 午前10時～午後4時

対象 平成26年4月2日
～平成27年4月1日に生まれた
未就学児

申込方法 電話
申込締切 7月21日(火)

4

「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました

☎防災安全課防災係 ☎72-2111

6月3日、市はレンゴー株式会社鳥栖工場と「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました。

これにより、小郡市で大規模な災害が発生した際に、避難所での生活に必要な段ボール製品や、段ボール製簡易ベッドなどの物資の供給を受けることができます。



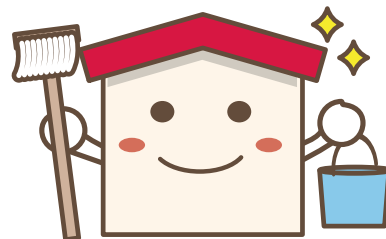
▲段ボール製簡易ベッド

管理に困っている空き家はありませんか？ 「空き家管理サービス」を紹介します

問 都市計画課建築指導係 ☎72-2111

空き家が放置されると、不審者による火災・犯罪の誘発の恐れや老朽化した建物の倒壊などにより、周辺の人や建物に被害を与える可能性があります。

市は、公益社団法人小郡大刀洗広域シルバー人材センター、株式会社環境サポートと「空き家等の適正管理に関する協定」を締結し、事業者が行う「空き家管理サービス」の広報活動を支援します。所有者がこのサービスを使って空き家を適正に管理することで、良好な生活環境を守り、安全で安心なまちづくりを推進します。



空き家管理サービスとは

自己管理できない空き家がある場合に、事業者が代行して管理を行うサービスです。次のような場合、利用できます。

- ・市内に空き家を所有しているが、遠方に住んでいるため管理することができない
- ・出張や入院で長期間家を空けなくてはならない

主なサービス内容

- ・空き家の見回り
(建物内の通風・清掃、敷地内の植木の剪定・除草・草刈)
- ・郵便物整理(郵便物の確認や指定先への返送)
- ・建物の修理・修繕

利用方法

次の事業者へ直接相談・申込みをお願いします。事業者によってサービス内容・料金が異なるので、ご確認ください。
(公社)小郡大刀洗広域シルバー人材センター

☎73-1881

(株)環境サポート

☎48-4555

※市では、サービスの申込みを受け付けていません

国民健康保険「限度額適用認定証」更新には申請が必要です

申 問 国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

国民健康保険の限度額適用認定証の有効期限は、7月31日です。引き続き認定証が必要な人は、必ず更新手続きをしてください。自動更新ではありませんのでご注意ください。

対象 小郡市国民健康保険の加入者で、次のいずれかに該当する人

- ①70歳未満の人
- ②70歳以上75歳未満で、住民税非課税世帯(国保世帯と国保加入者全員が住民税非課税)の人
- ③70歳以上75歳未満の現役並み所得者で、課税所得が145万円以上690万円未満の人

※上記以外の方は、7月中に郵送する「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が認定証を兼ねているため、申請は不要です

※国保税の滞納がある世帯は、認定証の交付が受けられない場合があります

申込締切 8月31日(月)

有効期間 申請月の初日～令和3年7月31日

※市県民税非課税世帯で長期入院該当の適用日は、申請月の翌月1日となります

持参物

- ・現在持っている認定証
 - ・健康保険証
 - ・入院の事実を証明するもの(領収書など)
- ※市県民税非課税世帯で長期入院(過去1年間に91日以上)した人のみ
- ・マイナンバーがわかる書類(世帯主と対象者分)

後期高齢者医療制度からのお知らせ

申問 国保年金課医療・年金係(本館1階) ☎72-2111

7

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

前年中の所得と世帯の課税状況に基づき、後期高齢者医療保険料を決定しました。詳しくは、7月中旬に送付する通知書をご覧ください



新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在の被保険者証の有効期限は、7月31日です。8月1日から使用できる被保険者証を、7月下旬に特定記録で送付します。

※保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取るよう案内する場合があります



被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

※詳しくは、保険証に同封のパンフレットをご覧ください

後期高齢者医療の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証も8月に更新です

現在の認定証の有効期限は、7月31日です。既に認定証を持っている人で、引き続き認定証の対象となる場合は、8月1日から使用できる認定証を7月下旬に郵送します。

認定証を持っていない人で、新たに交付を希望する場合は、申請が必要です。次のものを持参し、手続きしてください。

持参物 被保険者証、印鑑

※対象は、区分Ⅰ・Ⅱ、現役並みⅠ・Ⅱの人です。詳しくは、保険証に同封のパンフレットをご覧ください

健康診査のお知らせ

後期高齢者医療被保険者向けの健康診査は、指定医療機関と9月からあすてらすで実施する集団健診で受診できます。医療機関での健康診査は、令和3年3月31日まで可能です。

※集団健診は、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて延期・中止する場合があります

令和2年度国民年金保険料免除申請の受付が始まりました

申問 国保年金課医療・年金係(本館1階) ☎72-2111

8

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な人を対象に、令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月分)の免除申請を7月から受け付けます。なお、申請時点の2年1か月前までさかのぼって申請することができます。

国民年金保険料の免除制度とは

保険料を納めることが経済的に困難な場合に、保険料の納付を免除・猶予する制度です。未納のままで、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。納付が困難な人は、申請してください。

※免除申請には所得制限がありますので、申請しても却下される場合があります